

亀山市公告第61号

亀山農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画書を亀山市産業環境部農林振興課において縦覧に供する。

令和6年9月13日

亀山市長 櫻井 義之